

浜松市スマートマンション等集合住宅整備促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、集合住宅におけるエネルギー管理及び創エネ・省エネ・蓄エネを促進し、エネルギーの効率的な使用や無理のない節電、災害に強いスマートコミュニティの構築を進めるため、市内において集合住宅に対象システムを導入する建設事業者及び管理組合等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「集合住宅」とは、各々が独立して電力会社等と電力使用契約を取り交わすことができる住宅が同一の建物に存在する建物であって、2戸以上のものをいう。

(対象システム)

第3条 補助金の交付対象となるシステム（以下「対象システム」という。）は、次の各号のうちいずれかに該当するものとする。ただし、設備の設置にあつては、未使用のものに限る。

- (1) マンション・エネルギー・マネジメント・システム（以下「MEMS」という。）
- (2) 太陽光発電システム
- (3) 燃料電池コージェネレーションシステム（以下「燃料電池」という。）
- (4) 蓄電池システム

2 前項第2号のシステムについては、その他のシステムのいずれかが同時に設置される場合のみ補助対象とする。また、前項第2号及び第4号のシステムにおいて発電又は蓄電される電力については、自家消費するものとする。

3 前2項の対象となるシステムは、別表1の要件を満たすものとする。

(補助金交付の要件)

第4条 補助金の交付対象となる事業者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人を除く。

(1) 次のアからウまでの要件のいずれかに該当すること。

ア 対象システムを設置する集合住宅の全戸の所有権を有する者又は管理組合（新築された集合住宅であつて、管理組合が設置されていない場合にあつては、当該集合住宅の建築事業者とする。）

イ アに掲げる者のほか、対象システムを所有するもの（前号に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

ウ ア又はイに掲げる者のほか、アに掲げる者とエネルギー管理支援サービスに係る契約を締結し、かつ、イに掲げる者とリース契約又は割賦販売の契約を締結してい

- るもの（ア又はイに掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）
- (2) 市内に事業所又は住所を有する場合、市税を完納していること。
 - (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
 - (4) 次のアからオまでのいずれかに該当しないこと。
 - ア 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ アからウまでに掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
 - オ アからエまでに掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

（補助対象経費）

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象システム（付帯設備を含む。）の購入費用及び設置に係る工事（システムの設置に必要な工事に限る。以下「設置工事」という。）費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表2のとおりとする。ただし、複数種の対象システムを設置する場合は、それぞれの補助金の額を合算するものとする。

2 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 別表3に定める補助金の交付を受ける場合、補助金の額の上限は、補助対象経費から別表3に定める補助金の交付額を除いた額と第1項の補助金の額を比較して少ない方の額とする。

（補助対象期間）

第7条 補助事業の期間は、補助金の交付決定の日が属する年度内とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、設置工事着手予定日の30日前までに交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、別表4に掲げる書類を添えて、市長が定める時期までに提出しなければならない。

（補助金の事務の委任）

第9条 申請者は、申請書提出の手続き（以下「提出手続き」という。）を第三者に委任することができる。

- 2 前項の提出手続きを委任する場合、申請者は、前条に規定する申請の際に、必要事項を記入した申請書等を市長に提出しなければならない。
- 3 提出手続きを委任された第三者（以下「手続き代行者」という。）は、提出手続きを行うに当たっては、この要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。
- 4 市長は、手続き代行者が、委任された手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正が認められたときは、当該手続き代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、提出手続きの代行を認めないことができる。

（交付の決定）

- 第10条 市長は、第8条による申請書の提出があった場合は、申請を受け付けた順にその内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、予算の範囲内で交付を決定し、交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、対象システムが設置される現地の調査を行うことができる。
 - 3 市長は、必要に応じて、交付決定の内容に条件を付すことができる。
 - 4 市長は、補助金の交付が適当でないとして認めたときは、不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（計画変更の承認申請）

- 第11条 交付決定通知書の送付を受けた者は、補助事業の内容を変更しようとする場合、速やかに補助事業変更申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲での軽微な変更（交付を受ける補助金の額に変更が生じる場合を除く。）を除く。
- 2 市長は、前項の規定による補助事業変更申請書を受けたときは、その内容を審査し、変更を適当と認めたときは、補助事業変更承認通知書（第6号様式）により補助対象者に通知するものとする。なお、市長は、必要に応じて、変更承認の内容に条件を付すことができる。

（中止）

- 第12条 交付決定通知書の送付を受けた者は、補助事業の全部又は一部を中止しようとするときは、速やかに中止届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第13条 交付決定通知書の送付を受けた者は、補助事業を完了したときは、設置完了日から30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月末日までのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第8号様式）に別表5に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の報告期限の日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、

その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(確認検査等)

第14条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、補助金の額を確定するため、補助事業の実施内容や実績額が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを、補助事業実績報告書及び必要に応じて閲覧又は徴収する資料により確認するものとする。

2 市長は、補助事業実績報告書等に基づく書面審査のほか、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による確定調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 前条の規定により交付額確定通知書の送付を受けた者は、前条の規定により補助金の額が確定し、補助金の支払いを受けようとするときは、確定を受けた年度内に支払請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第17条 市長は、交付決定通知書の送付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、規則、この要綱又はそれらに基づく市の指示に違反した場合
- (2) 補助事業に関して、不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
- (3) 補助金交付の要件に適合しないことが判明した場合
- (4) 第12条に定める中止届出書が提出された場合
- (5) 第13条に定める期間内に、補助事業実績報告書を市に提出しない場合
- (6) 第14条に規定する書面審査又は現地調査を正当な理由なく拒んだ場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定以後に、補助事業の全部又は一部を継続できなくなった場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(第12号様式)により返還を命ずるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する命令を受けたときは、補助金返還命令書に記載のある期間内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

- 3 前項の場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延損害金については、規則第18条の2の規定を適用する。
- 4 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(財産の管理及び処分制限)

- 第19条 補助金の交付を受けた者及び補助金の交付を受けた者から補助金に係る権利義務を継承したもの（以下「補助金の交付を受けた者等」という。）は、取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者等は、天災地変その他補助金の交付を受けた者等の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は滅失したときは、その旨を財産毀損滅失届出書（第13号様式）により市長に届け出なければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者等は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数等を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
 - 3 補助金の交付を受けた者等は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときには、あらかじめ、財産処分承認申請書（第14号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 市長は、第1項に定める場合を除き、補助金の交付を受けた者等が取得財産等を処分した場合には、返還命令書（第12号様式）により、既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

(協力)

- 第20条 市長は、補助金の交付を受けた者等に対し、5年間対象システムに関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の整備)

- 第21条 補助金の交付を受けた者等は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保存しておかななければならない。

(細目)

- 第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。
- 2 この要綱の規定により提出された書類に関する権利については、市に帰属するものとする。
 - 3 市長は、この要綱の規定により提出された書類については、この要綱に定める目的以外に用いないものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から令和2年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度及び令和5年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

別表1（第3条関係）

| システム | 利用場所 | 要件 |
|-------|------|---|
| MEMS | 共用部 | (1) 一般社団法人スマートマンション推進協議会からスマートマンションとしての評価星数2以上の認定を受けたものであること。 |
| 太陽光発電 | 専有部 | (1) 専有部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置であるもの。 (2) 公称最大出力2kW以上の太陽電池モジュールであり、余剰配線であるもの。 (3) 自立運転機能を有していること。 |
| | 共用部 | (1) 共用部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置であるもの。 (2) 公称最大出力10kW以上の太陽電池モジュールであり、余剰配線であるもの。 (3) 自立運転機能を有していること。 |
| 燃料電池 | 専有部 | (1) 都市ガス・LPガスから取り出した水素を空気中の酸素と反応させて発電するシステムであるもの。 (2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定する機器であるもの。 (3) 自立運転機能を有していること。 |
| | 共用部 | (1) 都市ガス・LPガスから取り出した水素を空気中の酸素と反応させて発電するシステムであるもの。 (2) 自立運転機能を有していること。 |
| 蓄電池 | 専有部 | (1) 蓄電した電力を分電盤を通じて住宅の内部で用いるシステムであるもの。 (2) 現行の環境省「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の補助対象となるもの。 |
| | 共用部 | (1) 平常時にピークカット等により電力負荷の低減につながるものであること。 (2) 非常時に共用部の水道加圧ポンプ、エレベーター、照明等を稼働できるものであること。 |

別表 2 (第 6 条関係)

| システム | 利用場所 | 補助額 |
|-------|---------|---|
| MEMS | 共用部 | 工事費・設備費の 1/3 [※] (上限 1,000 千円) |
| 太陽光発電 | 専有部 | 25 千円/戸 (上限 250 千円) |
| | 共用部 | 6 千円/kW (上限 240 千円) |
| 燃料電池 | 専有部 | 80 千円/件 |
| | 共用部 | 100 千円/kW (上限 900 千円) |
| 蓄電池 | 専有部・共用部 | 20 千円/kWh (上限 600 千円) |

※ 端数が出た場合は、1,000 円未満切捨て。

別表 3 (第 6 条関係)

| 補助金 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (環境省) 集合住宅の省CO₂化促進事業 (環境省) |

別表 4 (第 8 条関係)

| No | 提出書類 |
|----|--|
| 1 | 第 1 号様式別紙 1 から別紙 3 までの書類 ※ 別紙 1 は補助金の申請を第三者に委任する場合、別紙 3 は申請者と住宅所有者が異なる場合に提出すること |
| 2 | 対象システムの導入経費並びに設置する住宅の住所及び工期が確認できる書類 (見積書、契約書 (案) の写し等) |
| 3 | 【対象システムをリースで設置する場合】リース期間及びリース料金を確認できる書類 |
| 4 | 対象システムを設置する住宅の建物全体及び設置予定箇所を写した日付入りのカラー写真 |
| 5 | 【太陽光発電システム又は蓄電池システムを設置する場合】 宣誓書 (様式第 16 号様式) |
| 6 | 市税納付・納入確認同意書 (第 2 号様式) |
| 7 | 暴力団排除に関する誓約書 (第 15 号様式) |
| 8 | 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書の写し |
| 9 | 【既築の集合住宅 (共用部分) に設置する場合】 管理組合総会でシステム設置について決議されたことを示す書面の写し |
| | 【建築事業者が申請する場合】 管理組合設立に関する計画書、管理組合設立後にその権利義務等を引き継ぐことを確認することができる書類 |
| 10 | その他市長が必要と認める書類 |

別表 5 (第 13 条関係)

| No | 提出書類 |
|----|---|
| 1 | 契約書、請求書及び支払いを確認できる領収書、払込金受取書等の写し |
| 2 | 保証書及び仕様書の写し |
| 3 | 対象システムを設置した住宅の建物全体及び設置箇所並びに型番及び製造番号が確認できる銘板を写した日付入りのカラー写真 |
| 4 | 【太陽光発電システムを設置した場合】 <ul style="list-style-type: none">・ 中部電力が発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し・ 太陽電池モジュールの配置図・ メーカー発行の出力対比表・ 余剰配線であることの証明 |
| 5 | 【太陽光発電システム又は蓄電池システムを設置した場合】 自立運転機能を有することが確認できる資料 |
| 6 | 【MEMSを設置した場合】 一般社団法人スマートマンション推進協議会からの認定を証明するもの |
| 7 | その他市長が必要と認める書類 |